

○国土交通省告示第千二百九十五号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第九条の二第一項の規定に基づき、誘導基準適合車椅子使用者用部分の基準を次のように定める。

令和六年十一月二十一日

国土交通大臣 中野 洋昌

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により誘導基準適合車椅子使用者用部分の基準を定める件

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第九条の二第一項に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
- 二 奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
- 三 床は、平らとすること。
- 四 車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。

五 同伴者用の座席又はスペースを当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けること。

附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。